令和８年度　熊谷市監査計画

１　実施方針

監査の目的は、本市の事務の管理及び執行について、法令に適合し正確で経済的、効率的かつ効果的な実施の確保に寄与し、もって住民の福祉の向上に資するものとする。

また、監査等の対象組織に対し適切に指導的機能を発揮するとともに監査等の対象に係るリスクを考慮して、効果的かつ効率的に監査等を実施する。

計画実施に当たっては、市を取り巻く内外の環境、議会の動向、市長の市政運営の基本理念や方針、リスク管理体制等のガバナンスの状況、情報技術の利用状況、過去の監査結果に対する措置の状況等及び監査資源を総合的に勘案する。

２　監査実施の留意点

監査は次の点に留意して実施するものとする。

⑴　関係法令に基づいて適正に執行されているか。
⑵　違法、不当な支出又は無駄な支出はないか。
⑶　事業は経済性、効率性、有効性を十分考慮されているか。
⑷　慣例、前例の踏襲のみを理由に実施されていないか。
⑸　予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
⑹　機構組織は社会経済情勢の変化及び行政需要に対して適合し、運営上不合理な点はないか。
⑺　過年度の監査等の結果報告に基づく改善措置が確実に実施されているか。

３　監査計画（実施する監査の種類及び対象等）

令和８年度に実施する監査の種類は、監査基準における「監査等」とし、次のとおりとする。

なお、対象部等及び監査の実施時期は別表のとおりとする。

⑴　定期監査（財務監査）（地方自治法第１９９条第１項、第４項）

本年度は、別表に掲げる部を対象とし、部ごとに実施する。

実施に当たっては、指定した監査資料及び各課におけるリスク一覧のほか、関係書類の提出を求め、リスクの多い事務を抽出し、事務執行及び経営管理が法令に適合し、正確で、かつ、最小の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

⑵　工事監査（地方自治法第１９９条第１項、第５項）

本年度実施予定はないが、年度の途中であっても必要があると認めるときは対象工事を抽出し実施する。

⑶　行政監査（地方自治法第１９９条第２項）

本年度実施予定はないが、年度の途中であっても必要があると認めるときはテーマを特定し実施する。

⑷　財政援助団体等監査（地方自治法第１９９条第７項）

本市からの「補助金」、「交付金」、「負担金」等の財政支援が年額１千万円以上である団体、出資比率２５パーセント以上の団体、又は公の施設の管理を行わせている団体に対し、当該援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼に実施する。

実施に当たっては、決算書及び関係書類の提出を求め、出納及びその他の

事務執行が財政援助等の目的に沿って行われているか監査する。

⑸　決算審査（地方自治法第２３３条第２項、地方公営企業法第３０条第２項）

一般会計・特別会計については７月、公営企業会計については６月に実施する。

実施に当たっては、決算書及び関係書類の提出を求め、計数等の正確性を検証し、必要に応じて関係職員にヒアリングを行い、効率的な予算執行及び事業経営が行われているか審査する。

⑹　例月出納検査（地方自治法第２３５条の２第１項）

会計管理者及び上下水道部長が保管する現金の毎月の出納について、現金の残高及び関係諸表の正確性を検査する。原則として、検査の対象は検査の前月分とする。１０月には会計管理者、上下水道部長及び経営課長から状況を聴取し、質疑応答を行う。

⑺　基金運用審査（地方自治法第２４１条第５項）

基金の運用を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

⑻　健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項、第２２条第１項）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業資金不足比率が適正に算定されているか審査する。

⑼　その他

この計画に定める監査のほか、請求等による監査を実施する必要が生じた場合は、法令の規定かつ監査基準に基づき実施する。

４　監査の方法

⑴　監査の実施は、実施日の８週間前までに市長（部長）へ通知する。

⑵　部長は、監査資料を６週間前までに監査委員あて提出する。

⑶　監査資料を基に関係書類、帳簿等の提出を求め、関係職員に対する聴取を行い、必要に応じて現地監査を行う。

⑷　監査の概ね１週間前に監査委員から書面により事前質問を行い、監査２日前までに回答を求める。

⑸　監査当日は、対象部の部長、課長及びその他職員出席のもと、監査委員から事前質問への回答についての確認、関連質問及び指摘等を行う。

５　監査等の結果に関する報告及び公表

監査等の結果に関する報告及び公表は、監査委員合議の上、遅滞なく行う。

⑴　定期監査、工事監査、行政監査、財政援助団体等監査

監査報告書は、市長、議長、関係する（被監査となった）執行機関に提出する。また、市長に報告書の詳細説明を行った後、議会で報告するとともに告示及びホームページでの公開により公表する。

⑵　決算審査、基金運用審査、健全化判断比率及び資金不足比率審査

審査意見書は、市長及び議長に８月に提出し、９月議会で報告するとともにホームページでの公開により公表する。

⑶　例月出納検査

検査結果報告は、市長及び議長に提出するとともに、１月から３月分は６月議会、４月から６月分は９月議会、７月から９月分は１２月議会、１０月

から１２月分は３月議会で報告する。

６　指摘事項に対する措置報告

監査の結果、適切な措置又は改善を要すると認められるものは改善措置結果の報告を求め、この報告は告示及びホームページでの公開により公表する。

７　その他

監査委員は、計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて本計画を修正するものとする。

令和8年度　監査年間計画

実施日	定期監査(財務監査) 対象部署		財政援助団体等 監査	例月出納検査	決算審査、その他
5月21日(木)				例月出納検査 (3月分)	
5月28日(木)	**都市整備部**	都市計画課　産業拠点整備推進室 開発審査課　建築審査課 公園緑地課　土地区画整理事務所		例月出納検査 (4月分)	6月議会提出時市長報告
6月29日(月)	**上下水道部**	経営課　水道課　下水道課		例月出納検査 (5月分)	公営企業会計決算審査 水道事業会計 下水道事業会計
7月29日(水)	**出納室**	出納室		例月出納検査 (6月分)	一般会計・特別会計決算審査 基金運用審査 健全化判断比率等審査
8月25日(火)				例月出納検査 (7月分)	9月議会提出時市長報告※ 決算審査意見書提出※
9月30日(水)	**福祉部**	福祉総務課　生活福祉課 長寿いきがい課　障害福祉課		例月出納検査 (8月分)	
10月21日(水)	**総務部**	庶務課　公平委員会　職員課 契約課　市民税課　資産税課 納税課			
10月28日(水)			指定管理者監査 NPO法人グリーンアップ熊谷 施　設:江南総合公園 所管課:都市整備部公園緑地課	例月出納検査 (9月分) 会計管理者 上下水道部長	
11月25日(水)	**総合政策部**	企画課　北部拠点整備推進室 財政課　施設マネジメント課 人権政策課　デジタル推進課 スポーツタウン推進課		例月出納検査 (10月分)	12月議会提出時市長報告※
12月25日(金)	**教育委員会**	社会教育課　中央公民館 妻沼中央公民館　文化会館 熊谷図書館　プラネタリウム館 市史編さん室 江南文化財センター		例月出納検査 (11月分)	
1月29日(金)		教育総務課 熊谷学校給食センター 江南学校給食センター 学校教育課　教育研究所 小学校　中学校		例月出納検査 (12月分)	
2月19日(金)	**産業振興部**	商業観光課　企業活動支援課 道の駅整備室 農業政策課			3月議会提出時市長報告※
2月24日(水)				例月出納検査 (1月分)	
3月26日(金)				例月出納検査 (2月分)	

※印については日時未定